

太田商工会議所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者の経営安定と地域経済の発展を図ることを目的に、太田商工会議所（以下「商工会議所」という。）の中小企業相談所が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田商工会議所補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費
- (2) 管理費
- (3) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額から国及び群馬県から事業に対し交付を受けた補助金の額を減じて得た額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた商工会議所は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた商工会議所については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。